別記様式第7号

□消防団員	□水防従事者
□水防団員	□応急措置従事者
□消防作業従事者	□救急業務協力者

障　害　補　償　費　内　訳　書

1　号　紙

非常勤消防団員等の氏名（ふりがな）					事故	別添証明書記載のとおり		
					事故発生日	年　月　日		
障害の程度	別添2号紙記載のとおり	初診	年　月　日	診断によって疾病の発生が確定した日	年　月　日	治ゆした日	年　月　日	
障害等級	第　級　号	障害補償の種類	□障害補償年金　□障害補償年金差額一時金 □障害補償年金前払一時金　□障害補償一時金					
加重障害	既存障害の部位・程度及び障害等級	〔第　級　号〕						
	差引計算方式							

障害補償年金	他の法令による受給関係	年金種類〔障害等級第　級〕	年金の額	年金証書の記号番号	支給開始年月	所轄年金事務所等
	障害補償年金額の算式	〔補償基礎額〕　〔特殊公務災害の場合〕 円　×　倍　×　（1+　/100）x　＝　円				
	障害補償年金請求額	円				

障害補償年金前払一時金	障害補償年金前払一時金申出年月日	年　月　日	
	障害補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害補償年金の額の合計額	年　月分から 年　月分まで	円
	被補償者が選択する障害補償年金前払一時金の額の算式等	□障害補償年金前払一時金の限度額	限度額を選択した場合 〔補償基礎額〕　〔乗ずべき倍数〕 円×　＝　円
		補償基礎額の □1,200倍　□1,000倍 □800倍　□600倍 □400倍　□200倍に相当する額	限度額以外を選択した場合 〔補償基礎額〕 円×　倍＝　円
	障害補償年金前払一時金請求額	円	

障害補償年金差額一時金	傷害補償年金の受給権者の死亡年月日	年　月　日		死亡時の障害等級	第　級　号	
	障害補償年金差額一時金の算式等	受給権者の氏名	住所	死亡者との続柄又は関係	ア 支払を受けた年金額の合計	年　月分から 年　月分まで 円
					イ 支払を受けた前払一時金の額	円
		〔補償基礎額〕　〔乗ずべき数〕　〔特殊公務災害の場合〕〔上記ア及びイの合計〕 円×　×〔1+　/100〕－　円			×1/　（受給権者の数）＝	円
	障害補償年金差額一時金請求額	円				

障害補償一時金	障害補償一時金の算式	〔補償基礎額〕　〔特殊公務災害の場合〕 円　×　倍　×　（150/100）＝　円
	障害補償一時金請求額	円

※補償基礎額	円			※受理	年　月　日
※障害等級	第　級　号（　倍）			※送金	年　月　日
※障害補償費支払額	年金	第一期分	年額　円×　か月／12　円	※年金支払決定番号	シ－　－
		前払一時金	円		
		差額一時金	円	※特殊公務災害	該当・非該当
	一時金		円		

〔障害補償費内訳注意事項〕

1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。

2 「障害等級」の欄には、障害が1ある場合は当該障害等級を、障害が2以上ある場合は基準政令第6条第5項又は第6項の規定により併合又は繰上げをして得た障害等級を記入すること。

3 「障害補償の種類」の欄には、当該障害等級が第1級から第7級までの場合は「障害補償年金」の「□」に、障害補償年金前払一時金の申出を行う場合は「障害補償年金前払一時金」の「□」に、障害補償年金の受給権者が死亡したことによる障害補償年金差額一時金の場合は「障害補償年金差額一時金」の「□」に、障害等級が第8級から第14級までの場合は「障害補償一時金」の「□」にレ印を記入すること。

4 「加重障害」の「既存障害の部位・程度及び障害等級」の欄には、既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合における既存の障害の部位等を、「差引計算方式」の欄には、当該非常勤消防団員等の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、基準政令第6条第8項各号に定める差引額のうち当該非常勤消防団員等に該当するものを差し引く計算の方式を記入すること。

5 「障害補償年金前払一時金」の「障害補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害補償年金の額の合計額」の欄には、障害補償年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。また「被補償者が選択する障害補償年金前払一時金の額の算式等」の欄には、被補償者が選択する「□」にレ印を記入すること。

6 「障害補償年金差額一時金」の欄の「ア支払を受けた年金額の合計」及び「イ支払を受けた前払一時金」の項には、死亡した障害補償年金の受給権者が既に受けていたそれぞれの額を記入すること。また計算式の「〔乗ずべき数〕」の項には、基準政令附則第1条の2第1項の表に掲げる「乗ずべき数」を記入すること。

7 「障害補償年金前払一時金」の障害補償年金の支払を受けた後1年以内に請求する場合、又は「障害補償年金差額一時金」を請求する場合は、2号紙の提出を要しないこと。

8 この請求書の提出前に、既に2号紙と同一の内容の医師の証明書を提出している場合には、2号紙の提出を要しないこと。

9 この内訳書に添付する書類

(1) 障害補償年金、障害補償年金前払一時金(障害補償年金の支払を受けた後1年以内に請求する場合を除く。)

ア 2号紙の他に必要があるときは、障害等級の決定に必要なエックス線写真その他の資料

イ 障害補償年金の受給権者が、当該障害補償の事由となった障害について基準政令附則第3条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付を受ける場合には、当該年金証書全文の写し

(2) 障害補償年金差額一時金を請求する場合

ア 障害補償年金の受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書若しくはその者の死亡を証する書類又はこれらの写し

イ 障害補償年金差額一時金の受給権者と死亡した障害補償年金の受給権者との続柄又は関係に関する市町村長の発行する証明書

ウ 障害補償年金差額一時金の受給権者が婚姻の届出をしていないが、障害補償年金の受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることのできる書類

エ 障害補償年金差額一時金の受給権者が、障害補償年金の受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、障害補償年金の受給権者の死亡の当時生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類

オ 障害補償年金差額一時金の受給権者が配偶者以外の者であるときは、他に先順位者のないことを証する書類

カ 障害補償年金差額一時金の受給権者が、死亡した障害補償年金の受給権者の遺言又はその者の属する任命権者等に対する予告により特に指定された者であるときは、これを証する書類

10 この内訳書と同様の事項を記載した市町村又は水害予防組合で定めている当該補償費の請求書の写しをもって、この内訳書に代えることができること。